

令和2年12月18日

保護者の皆様

鳥取県立鳥取聾学校長

新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について（お知らせとお願い）

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大が続いています。感染経路が多様化し、しかも感染経路が分かりづらくなっており、感染予防の取組に一層力を入れる必要があると考えるところです。

については、3学期の授業実施に向けて、人の動きが多くなる年末年始及び冬休み中の感染防止に向けた家庭での取組、学校の新たな対応を整理しましたのでお知らせします。

自分の命、家族の命、周りの皆さんの命、そして何より子どもたちの命と安全を守るため、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

記

## 1 家庭での感染防止対策の徹底について

- ・毎朝の検温と健康観察の記録をお願いします。
- ・外出前には必ず検温し、発熱等の風邪症状がある場合は、無理をせず外出を控え、休養してください。
- ・商業施設など、多くの人が集まる場所はなるべく避け、行く必要がある場合は、マスクの着用を徹底するとともに、密を避けるなど、感染防止対策を徹底してください。
- ・一日の間でもこまめな手洗いを徹底してください。
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる場合（PCR検査の実施等）は、かかりつけ医に相談するとともに、PCR検査等を受検する場合は、冬季休業中であってもすみやかに学校に連絡してください。
- ・以下の感染流行警戒地域への往来についてはできるだけ控えていただきますようご検討をお願いします。警戒地域（警戒区分Ⅳ・Ⅴ）は鳥取県が指定している都道府県が対象となります。鳥取県ホームページで随時ご確認ください。

<12月17日11時更新>

「感染流行嚴重警戒地域」【警戒区分Ⅴ】11都道府県

北海道・埼玉県・東京都・神奈川県・京都府・愛知県・大阪府・兵庫県・広島県・高知県・沖縄県

「感染流行警戒地域」【警戒区分Ⅳ】11県

岩手県・宮城県・山形県・群馬県・千葉県・岐阜県・奈良県・岡山県・福岡県・熊本県・大分県

## 2 3学期の学校での感染防止のための対応（12月23日から当面の間）

◎「警戒地域（Ⅳ・Ⅴ）へ出かけた。」または「警戒地域（Ⅳ・Ⅴ）から来訪した人と接触した。」

※同居の家族が警戒地域へ出かけた場合、別居の家族が自宅へ帰省した場合も含まれます。

上のいずれかにあてはまる教職員・幼児児童生徒については、感染拡大防止のため、状況に応じて1週間を目安に裏面のとおり対応することとします。

<連絡>

- ・上の条件に該当する場合は事前に（登校までに）学校へご連絡ください。

学校へ連絡の際は、出かけられた地域、期日、期間などお知らせください。

<学習>

- ・教職員は別室での勤務、リモート等による指導を行うこととして、他の幼児児童生徒との接触、教職員との接触を極力避ける。
- ・幼児児童生徒は一人教室等での個別学習、リモートによる集団学習等を行うこととし、他の幼児児童生徒との接触を極力避ける。

<給食>

- ・ランチルームでの給食をとりやめ、個別の学習場所で給食をとる。

<登下校>

- ・家族による送迎は玄関の外で行う。（校舎内への立ち入りを御遠慮いただきます。）

### 3 その他

- ・風邪症状、倦怠感など体調が思わしくない場合は大事をとって静養したり、早めに医療機関を受診したりしていただきますようお願いします。
- ・何かございましたら、学校へご連絡ください。

<電話連絡先>

◇鳥取聾学校の業務日 → 電話連絡は学校へ（学校 0857-23-2031）

1 2月23日（水）～25日（金）

1月5日（火）～6日（水）

◆業務日以外 → 電話連絡は学校携帯へ（学校携帯 080-2915-9170）

1 2月26日（土）・27日（日）

1 2月28日（月）・1月4日（月）… 対外業務停止日

1 2月29日（火）～1月3日（日）… 年末年始閉庁日